



高年齢者雇用安定助成金

高年齢者労働移動支援コース

制度ご案内 平成26年4月

高年齢者の円滑な労働移動の促進を図るため、定年を控えた高年齢者等で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対し、助成金を支給します。



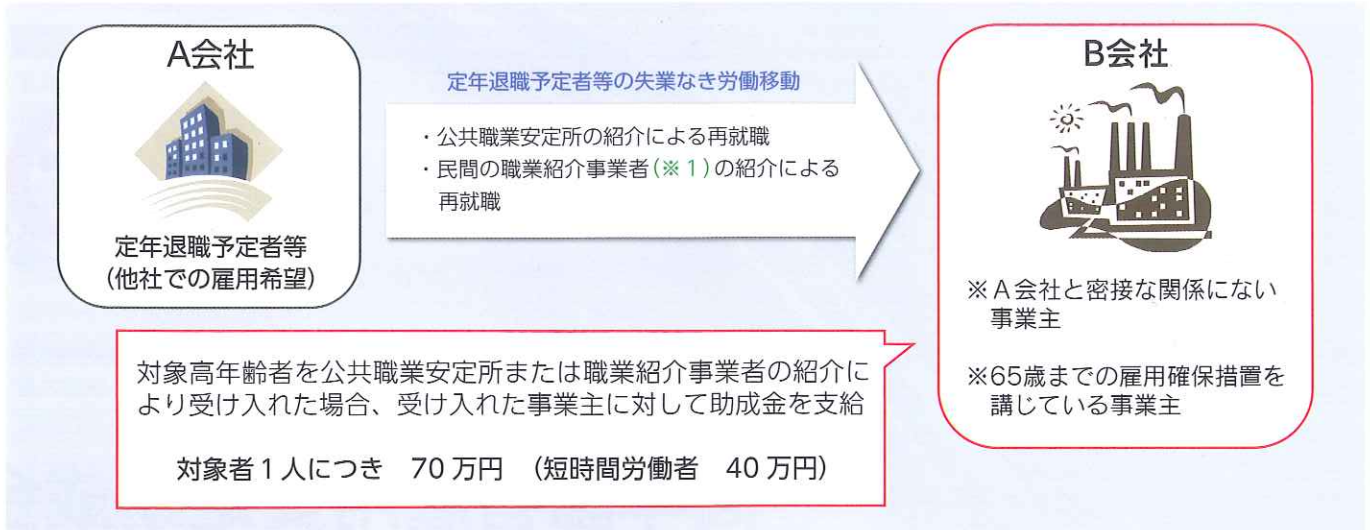
独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

<http://www.jeed.or.jp/>

高齢者労働移動支援コースの手続きの流れ



1 支給対象となる事業主

高齢者雇用安定助成金 高齢者労働移動支援コース(以下「助成金」といいます。)は、次のいずれにも該当する事業主に対して支給します。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 65歳未満の雇用保険被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下「被保険者」という。)を、次の㉠から㉣のいずれにも該当する条件により雇い入れた事業主であること。
 - ㉠ 当該被保険者を雇用していた他の事業主(以下「移籍元事業主」という。)が定める定年に当該被保険者が達する日から起算して1年前の日から当該定年に達する日までの間または定年に達した日から改正前継続雇用制度(高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前的高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項に規定する制度をいう。)の対象となる高齢者に係る基準に該当しないことにより離職する日までの間に労働契約(採用内定を含む。)を締結すること(定年退職後採用日まで一定程度期間が空いても差し支えありません)。
 - ㉡ 当該被保険者を公共職業安定所または職業紹介事業者(※1)の紹介により雇い入れること。
 - ㉢ 当該被保険者を65歳以上まで雇用する見込みがあること。
- ③ 資本金、資金、人事、取引等からみて、移籍元事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。
- ④ 当該被保険者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を事業主の都合で解雇(勧奨退職等を含む。)していないこと。
- ⑤ 当該被保険者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間に、当該事業所において、特定受給資格者(※2)となる離職理由によりその雇用する被保険者を被保険者数の6%を超えて離職させていないこと(その離職者が3人以下である場合を除く。)
- ⑥ 当該被保険者の雇入れの日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢法第8条および第9条(※3)を遵守している事業主であること。

(※1) 「職業紹介事業者」とは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す「標識」を掲げている事業者をいいます。

(※2) 「特定受給資格者」とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者をいいます。

(※3) 「高齢法第8条および第9条」とは、60歳以上の定年を定めていることおよび65歳以上の定年か継続雇用制度(継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めている場合も認められます。)を定めていることをいいます。

<注意>次のいずれかに該当する事業主は支給対象とはなりません。

- ① 公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介以前に、当該被保険者との間に雇用の内定(予約)があったこと。
- ② 当該被保険者が、その雇入れの日の前日から過去3年間に、当該事業所において職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く。)を受けたことがあること。
- ③ 当該被保険者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により、当該事業所で就労したことがあること。
- ④ 公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れ、当該被保険者から異なる旨の申し出があったこと。
- ⑤ 当該被保険者に対して支払われるべき支給対象期中の賃金が、支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払われていないこと。
- ⑥ 当該被保険者が定年退職等後採用日までの間に失業等給付を受給していること。
- ⑦ 当該被保険者を、事業主の都合により雇入れの日から起算して6か月を経過する日の前日までの間に雇用しなくなったこと。

2 支給額

対象被保険者の雇入れ1人につき70万円を支給します。

ただし、短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。)を雇い入れる場合は1人につき40万円となります。

また、当該被保険者を、当該被保険者の都合により雇入れの日から起算して6か月を経過する日の前日までに雇用しなくなった場合は、上記支給額に、当該雇入れの日から離職日までの期間の日数を、当該雇入れの日から起算して6か月間の日数で除した割合を乗じた額となります。

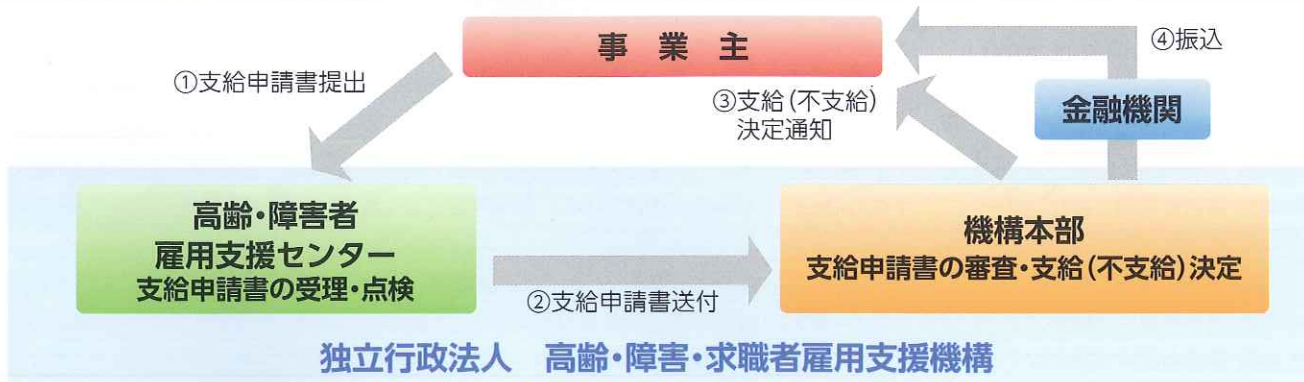
3 助成金の返還

助成金の支給を受けた事業主が、当該被保険者の雇入れの日の翌日から起算して1年以内に、事業主の都合により当該被保険者を雇用しなくなった場合(天災等の理由により事業の継続が不可能となった場合を除く。)は、支給した助成金の全額を返還していただきます。

4 支給申請の手続き

助成金の支給を受けようとする事業主は、助成の対象となる労働者を雇入れの日の翌日から起算して6か月を経過した日から2か月以内に、高年齢者雇用安定助成金(高年齢者労働移動支援コース)支給申請書に必要書類を添えて、都道府県の高齢・障害者雇用支援センターを経由して独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。)に提出してください。

高年齢者雇用安定助成金(高年齢者労働移動支援コース)の申請から支給までの流れ図



5 他の助成金との併給の制限

この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由等により、他の助成金や補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。詳しくは都道府県の高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。

6 助成金を受給できない事業主

次のいずれかの要件に該当する事業主に対しては、助成金は支給しません。

- 1 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
※不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない給付金の支給を受け、または受けようとするをいいます。
- 2 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
- 3 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 4 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
※これらの営業を行っていても、接待業務等に従事しない労働者の雇い入れに係る助成金については、受給が認められる場合があります。
- 5 暴力団と関わりのある事業主
- 6 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- 7 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

ご利用に当たっての注意事項

- 1 助成金の申請に関して、調査または報告を求められる場合があります。求められた書類等が機構の定める期限までに提示または提出されない場合には、助成金は支給しません。
- 2 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められることがあります。
- 3 不正受給を行った事業主は、当機構ホームページで公表します。公表の内容は以下のとおりです。
 - ・事業主の名称、代表者氏名
 - ・事業所の名称、所在地、概要
 - ・不正受給の金額、内容手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。
- 4 機構に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- 5 助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。